

探偵業に係る郵送による届出の手続きについて

探偵業に係る手続きのうち、下記の手続きについては、郵送による手続き（書類の受付等）にも対応することとしました。

（対象手続き）

届出事項の変更届出手続き（新たな探偵業届出証明書の交付を含む。）

（郵送による手続きを行うことができる方）

- 群馬県公安委員会から交付を受けている探偵業届出証明書（原本）を提出できる方
- 群馬県収入証紙を用意できる方（現金での手数料納付（取扱い）はできません。）
- 郵送に係る料金を全額自己負担できる方

※ 郵送による手続きを希望される方は、下記の「届出の方法」、「注意事項」をよく確認してください。

1 届出の方法

（申請書、添付書類等の用意）

- 探偵業変更届出書に必要な事項を記載してください。

届出書の様式は、県警ホームページの「手続き・申請」→「探偵業関係」からダウンロードできます。

- 下記の添付書類等を用意してください。

- ・ 現在交付を受けている探偵業届出証明書の原本
- ・ 変更事項に関わる添付書類（住民票や法人の登記事項証明書等）

※ 変更事項によって必要な添付書類が異なりますので、県警ホームページの「探偵業関係」を確認してください。

- ・ 1,600円分の群馬県収入証紙

※ 収入印紙、群馬県以外の都道府県の収入証紙、現金での手数料納付はできません。

（申請書等の郵送）

- 必要事項を記載した「探偵業変更届出書」及び上記の添付書類等を封筒に入れ、簡易書留郵便等で営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（探偵業担当）宛に郵送してください。

※ 群馬県証紙については、紛失防止のため、申請書にクリップで留める、チャック付の小袋に入れる等の措置をお願いします。

- 新たな探偵業届出証明書について郵送での受取りを希望する方は、返信用封筒（角型2号（A4版の書面が入る封筒）に、届出者の住所、氏名（法人の場合は、法人所在地、名称）、郵便番号を記入し、簡易書留での郵送に必要な額面の切手（440円分）を貼付したものを同封してください。

2 注意事項

- 探偵業届出証明書（原本）の提出について

手続きに当たっては、必ず群馬県公安委員会から交付を受けている探偵業届出証明書

(原本)を申請書等とともに郵送してください。

なお、届出手続き中は探偵業届出証明書を営業所に掲示することができず、掲示義務を履行できないことに留意してください。

○ 郵送に係る費用について

郵送に必要な費用は、全て申請者の負担となります。

○ 郵送の種別について

届出書等については、普通郵便での郵送でも受け付けますが、警察署への到達に関して後日の紛議を避けるため、可能な限り、郵便追跡システムを利用できる簡易書留郵便等での郵送をお願いします。

ただし、新たな探偵業届出証明書の郵送を希望する場合は、簡易書留での郵送のみの対応としますので、簡易書留での郵送に必要な額面の切手を貼付した返信用封筒を必ず同封し、届出書等とともに郵送してください。

※ 返信用封筒が同封されていない場合、新たな探偵業届出証明書は警察署での交付となります。

○ 届出書等に不備が認められた場合

届出書等に不備が認められた場合には、届出者にご連絡をすることがありますので、届出書には日中連絡可能な電話番号を必ず記載してください。

また、届出書や添付書類の再提出（再郵送）、警察署での訂正等を求める場合がありますので、ご理解ください。

○ 本件に関する問い合わせ

群馬県警察本部生活安全企画課 許可等第一係

027-243-0110（内線3043）